

政令第三百三十九号

特別職の職員の給与に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十六号）の施行に伴い、この政令を制定する。

特別職の職員の給与に関する法律施行令（平成二年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表職員の区分の欄中「附則第三項」を「附則第二項」に改める。

附 則

この政令は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

理 由

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の職員の給与に関する法律施行令について所要の規定の整理を行う必要があるからである。